

予算決算及び会計令第102条の4本文の規定による随意契約についての大蔵大臣との包括協議の特例について

〔蔵国有第995号
昭和41年3月31日〕

改正 昭和43年4月9日蔵国有第577号
同45年4月23日蔵理第1475号
大蔵省国有財産局長から財務局長宛

大蔵省所管普通財産のうち要処理財産については、昭和37年度以降その処理方針を明らかにし、計画的に処理の促進を図り相当の成果を上げてきたところであるが、昭和45年度以降も引き続き処理の促進を図るため、契約未済財産について別紙に掲げる場合には、当分の間、特に随意契約により処理することができることとし、大蔵大臣との間に包括協議がととのつたから、命により通知する。

なお、この通達は上記のとおり契約未済財産の特殊性を考慮して行なわれる措置の特例であるから、一般の普通財産の管理処分において適用することのないよう厳に留意されたい。

別紙

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第22号の規定に係る協議事項

第22号「土地建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき」に該当するもののうち、

- (1) 行政財産の用途廃止により引き受けた国有財産を、用途廃止前の財産の管理者から占有許可又は承認を受けて使用を開始した者が長期間(おおむね、10年以上とする。)にわたって使用し、かつ、永続的に使用する意図をもつて相当の有益費を投じている場合に、その者が用途廃止後も引き続き使用している物件を、現況時価をもつてその使用者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (2) 国有財産を自己の所有財産であると誤信し、又はその他自己の権限に基づくものと誤信して使用を開始した者が、長期間(おおむね15年以上とする。)にわたって使用し、かつ、永続的に使用する意図をもつて相当の有益費を投じている物件を現況時価をもつてその使用者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (3) (1)又は(2)により貸し付けた国有財産をその貸し付けを受けた者に売り払うとき。